

6 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長の意見の件数は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	5
事業段階関係市長の意見	4
合計	9

注 1) 事業段階関係市長の意見の件数については、「意見なし」の回答を含む。

6.1 都民の意見書と事業者の見解

都民の意見書及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

6.1.1 予測・評価全般

都民の意見	事業者の見解
ごみ焼却施設が建設される計画地から約 600m 近辺には、同事業者（小平・村山・大和衛生組合）が、新たに建設した資源物中間処理施設が今年 4 月より稼働しています。 資源物中間処理施設から排出される VOC は比重が重く施設付近に滞留するものですが、この環境影響評価書にはまったく資源物中間処理施設からの環境影響範囲が示されておらず、地域の環境影響が正しく予測されているとは言い難いものです。 同一事業者が焼却施設、不燃粗大ごみ施設、資源物中間処理施設を三位一体として大規模な施設建設をしているのですから、地域に与える環境影響を個別に予測・評価するのではなく同一事業として地域住民に提示すべきです。 各施設ごとに安全だと言われても複合汚染を心配する住民にとって信憑性がありません。	本事業は、「東京都環境影響評価条例」に規定する対象事業に該当するため、同条例及び同条例に基づき調査、予測・評価の項目、範囲、方法等の技術的事項について定められた「東京都環境影響評価技術指針」（以下「技術指針」という。）に基づき環境影響評価手続を実施しているものです。 技術指針では、現況調査は事業の実施により環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、予測・評価を行うために必要なものを選択するとしています。 本事業においては、施設の稼働に伴う大気質に係る調査項目は、煙突排出ガスにより影響を及ぼすと考えられる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ダイオキシン類、塩化水素、水銀及び微小粒子状物質としました。 VOC(揮発性有機化合物)については、本事業の実施により大気質へ影響を与えないと考えられることから、本評価書案においては VOC(揮発性有機化合物) の影響については示していません。 新ごみ焼却施設、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設及び資源物中間処理施設は、それぞれ整備時期が異なるため、個別に環境影響調査を行っており、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設及び資

都民の意見	事業者の見解
	<p>源物中間処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査を実施しました。</p> <p>施設の稼働に伴い大気質へ影響を及ぼす物質としては、本事業では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀であり、資源物中間処理施設ではVOC(揮発性有機化合物)、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設は粉じんとそれぞれ異なっており、複合的な環境影響を与えるおそれはないと考えています。</p> <p>また、資源物中間処理施設に係る騒音・振動については影響範囲が限定的であり、本事業との複合的な影響はないと考えています。</p> <p>なお、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設については、同一事業地内に立地していることから、悪臭、騒音・振動等の本事業の環境影響評価項目に関連する複合影響について考慮しています。</p>
<p>環境影響項目の選定手順に地域現況の把握が挙げられています。</p> <p>そこで、半径1.2kmの環境影響範囲に含まれる小平・村山・大和衛生組合(以下、組合という)が設置し本年4月1日稼働開始した資源物中間処理施設との、および、当施設の工事期間が一部重なると考えられる立川市清掃工場との、環境影響の重合を予測・評価して市民に分かりやすく図示してください。</p>	<p>新ごみ焼却施設及び資源物中間処理施設は、それぞれ整備時期が異なるため、個別に環境影響調査を行っており、資源物中間処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査を実施しました。</p> <p>施設の稼働に伴い大気質へ影響を及ぼす物質としては、本事業では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀であり、資源物中間処理施設ではVOC(揮発性有機化合物)と、それぞれ異なっており、複合的な環境影響を与えるおそれはないと考えています。</p> <p>また、資源物中間処理施設に係る騒音・振動については影響範囲が限定的であり、本事業との複合的な影響はないと考えています。</p> <p>なお、既存の立川市清掃工場の稼働と、本事業の工事期間が重なっていますが、既存の立川市清掃工場の稼働に伴う影響については、一般環境大気質の現地調査結果に含まれており、本評価書案の予測結果に加味されています。</p>

6.1.2 大気汚染

都民の意見	事業者の見解
<p>本来あるべき環境保全の見地から言えば、先に建設した資源物中間処理施設付近が、後から建設する焼却施設の煙突排出ガスによる寄与濃度が最大となる地点とする建設計画自体に問題があります。一定地域にだけ、環境負荷を押しつけることになります。</p> <p>資源物中間処理施設の隣は特別養護老人ホーム、また近隣は市民広場、集合住宅です。煙突の高さを59.5mにせず、これまで同様に100mとして、より希釈された排ガスとして広範囲の地域で環境影響の負荷を負担していただくことを望みます。</p>	<p>煙突排出ガスによる影響が最大となる地点は、年間では北寄りの風が多いことから計画地の南西約600mの地点となっています。また、南寄りの風も少なくないことから計画地の南北方向が比較的濃度が高い範囲となっていますが、濃度が最大となる地点においても環境基準を十分下回り、大気質への影響は小さいと考えています。</p> <p>煙突高さは、煙突排出ガスによる影響が最大となる地点においても環境基準を十分下回り、大気質への影響は小さいと考えられること並びに圧迫感や倒壊への不安の軽減及び航空障害灯や赤(黄赤)と白の塗色などが不要となり景観への影響が少ないことを勘案し、既存3号ごみ焼却施設の煙突高さと同じ59.5mにしています。</p> <p>煙突排出ガスの影響については、大気質の予測において風洞実験を行い、その結果を反映しています。風洞実験とは、周辺の地形やマンション等の建物を忠実に再現した模型を作り、風洞の中で煙突排出ガスの挙動や建物等により寄与濃度が平地に比べてどうなるかについて検証するものです。</p> <p>また、短期的な気象条件により高濃度となるおそれがあるケースについても予測を行っています。その結果、59.5mの煙突においても環境基準を十分下回る結果となっています。</p>
<p>【はじめに】</p> <p>私は東大和市桜が丘に住む者です。この地区は20年ぐらい前からマンションが立ち並ぶようになり、市の中でも最も多い人口・世帯数を抱えています（この地区の一部は工業地域に指定されており、そのことが大きな混乱を招く要因になってもいます）。にもかかわらず、この地区は二つのごみ処理施設を至近距離に抱え、二つの施設からの影響をまともに受ける、東大和市の中でも特異な地域と言えます。</p> <p>近隣に大きな影響を及ぼす施設でありながら、その施設の運営・稼働・点検・整備・建て替えなどに関して、最大着地濃度地点である650m圏内である当地区の住民は、焼却施設の連絡協議会には参加することさえできません。協議会参加対象団体を200m圏内と限っているからです。</p> <p>いっぽう当地域には半ば強引に作られた同組合の資源物中間処理施設があります。こちらの運営連絡会の対象範囲も200mとなっています。建物の2倍という組合の一方的な判断が根拠となっている</p>	<p>本事業の煙突排出ガスによる影響が最大となる地点は、年間では北寄りの風が多いことから計画地の南西約600mの地点となっています。また、南寄りの風も少なくないことから計画地の南北方向が比較的濃度が高い範囲となっていますが、濃度が最大となる地点においても環境基準を十分下回り、大気質への影響は小さいと考えています。</p> <p>また、平成31年4月から操業を開始した資源物中間処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査を実施しました。結果は適切な環境対策を講じることで生活環境の保全上の目標を達成できると評価しています。</p> <p>焼却施設の連絡協議会については、既存の施設で一番高い100mの煙突を基準として、その2倍の200m圏内の自治会等に参加をついたものです。</p> <p>資源物中間処理施設の運営連絡会については、焼却施設の連絡協議会と整合を図るために、</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>のです。</p> <p>環境評価書の内容にも大きな疑問があると考えますが、まずこれらのがすべてのバックボーンになっているということをはじめにお伝えしておきます。</p> <p>【煙突の高さについて】</p> <p>現行の施設は煙突の高さ 100m です。いっぽう新施設では 59.5m になるとされています。このことに対してまず疑問があります。</p> <p>「はじめに」でも述べたように、この地区は東大和市の中でも特にたくさんのマンションが立ち並び、「マンション街」と言ってもよいところとなっています。14 階に至る建物も多く、建物の最上階は 30m から 40m にも及びます。現状でも、焼却施設からのばい煙について不安を感じている住民も少なくありません。私どもの住むマンションからは焼却施設の煙突が南側の正面に見えます。</p> <p>これが約半分の 59.5m になるこということは、至近距離にあった煙突までの距離が更に接近するということです。体感的にも脅威であり反対せざるを得ません。</p> <p>評価書を見ても計測測定地点が中心地点である処理場を除けば 4 地点に限られており、それも平地での測定です。生活エリアは地上数十メートルに及ぶというのに、地上での測定だけで正確な影響が見られるものでしょうか。</p> <p>確かに風洞実験を行って補正をはかっているようですが、それは高度建築物によるガスの流れ、巻き込みなどを大まかに見るだけであり、そこで生活する住民自身への影響を見るためのものではありません。</p> <p>計測地点が地上に限られ、しかも 4ヶ所のみであることは環境影響評価としては極めて不十分なものと言わざるを得ません。</p> <p>【計測方法について】</p> <p>上記指摘とも関連しますが、立体的な調査がされていないということを指摘したいと思います。</p> <p>環境影響調査書では影響が及ぶ範囲にメッシュをかけ、それを調査の前提としています。すなわち座標軸で言うところの横軸 (X 軸) へ及ぶ影響しか見ていないということです。</p> <p>確かに地下（地層）部分に対しての分析は行っていますが、あくまでも有害物質の浸透が基準以下であることを示すためのものです。また、ラジオゾンデを使って上層の大気について調べていますが、これは高層気象を調査するためのものであって、生活空間への影響を見るためのものではありません。</p> <p>地上数十メートルにおける大気汚染の状況は考</p>	<p>同様に 200m 圏内といたしました。</p> <p>煙突高さは、煙突排出ガスによる影響が最大となる地点においても環境基準を十分下回り、大気質への影響は小さいと考えられること並びに圧迫感や倒壊への不安の軽減及び航空障害灯や赤(黄赤)と白の塗色などが不要となり景観への影響が少ないことを勘案し、既存 3 号ごみ焼却施設の煙突高さと同じ 59.5m にしています。</p> <p>煙突排出ガスによる影響予測においては、風洞実験を行い、その結果を反映しています。風洞実験とは、周辺の地形やマンション等の建物を忠実に再現した模型を作り、風洞の中で煙突排出ガスの挙動や建物等により寄与濃度が平地に比べてどうなるかについて検証するものです。寄与濃度の検証においては、平地と比較した煙突排出ガスの鉛直方向の拡散の仕方と濃度について定量化を行い、予測濃度を求めています。</p> <p>予測結果は環境基準を十分下回る結果となっており、大気質への影響は小さいと考えています。</p> <p>一般環境大気質の調査地点については、「東京都環境影響評価条例」に基づき定められた技術指針に基づき、本事業以外の影響がなく大気質の状況を的確に把握し得る地点として、計画地からの距離及び年間の風向を踏まえ、煙突排出ガスによる影響が最大と予測される、計画地を中心とした東西南北 600～700m 付近の 4 地点を設定しています。</p> <p>また、計画地の北、南側の建物群の高さは、煙突高さ(煙源)59.5m 以下であり、また、希釈拡散される距離にあること、煙突排出ガスは実際の煙突高さ以上に上昇して希釈拡散されることから、地上における調査及び予測としたものです。</p> <p>参考に、高さによる影響の変化について確認しましたが、高さによる差を識別できるほどの濃度差ではないと判断しております。</p> <p>最大着地濃度地点の予測高さ別の予測濃度を以下の表に示します。</p>

都民の意見	事業者の見解																																															
<p>慮されていないのです。平面だけではなく高さへの影響を考慮する必要がありはしないでしょうか。いってみれば縦軸(Y 軸)への影響です。</p> <p>しかもこの地区には焼却施設の関連施設である資源物再処理施設があります。この施設から出る有害物質との相乗的な影響も考慮されていません。これを前記軸にたとえてみると、第三の軸(Z 軸)への配慮です。「時間的な影響」と言ってもいいかもしれません。</p> <p>以上のこととは施設北側(東大和市側)をイメージして述べたものですが、南側(立川市側)についても同様のことが言えます。</p> <p>立川側にも高層住宅があり、立川市の焼却施設もあります。立川市住民が東大和市と同様の影響を受けることは、全く同様に考えられます。</p> <p>その意味で、この環境影響調査は全体に目を配つたものとはなり得ていないということを指摘したいと思います。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>予測高さ (m)</th><th>予測濃度 (年平均値)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">二酸化硫黄 (ppm)</td><td>1.5</td><td>0.001057</td></tr> <tr> <td>20</td><td>0.001060</td></tr> <tr> <td>40</td><td>0.001068</td></tr> <tr> <td rowspan="3">二酸化窒素 (ppm)</td><td>1.5</td><td>0.010193</td></tr> <tr> <td>20</td><td>0.010203</td></tr> <tr> <td>40</td><td>0.010230</td></tr> <tr> <td rowspan="3">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td><td>1.5</td><td>0.016057</td></tr> <tr> <td>20</td><td>0.016060</td></tr> <tr> <td>40</td><td>0.016068</td></tr> <tr> <td rowspan="3">ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td><td>1.5</td><td>0.013572</td></tr> <tr> <td>20</td><td>0.013600</td></tr> <tr> <td>40</td><td>0.013680</td></tr> <tr> <td rowspan="3">塩化水素 (ppm)</td><td>1.5</td><td>0.000357</td></tr> <tr> <td>20</td><td>0.000360</td></tr> <tr> <td>40</td><td>0.000368</td></tr> <tr> <td rowspan="3">水銀 (μg/m³)</td><td>1.5</td><td>0.002372</td></tr> <tr> <td>20</td><td>0.002381</td></tr> <tr> <td>40</td><td>0.002405</td></tr> </tbody> </table>			項目	予測高さ (m)	予測濃度 (年平均値)	二酸化硫黄 (ppm)	1.5	0.001057	20	0.001060	40	0.001068	二酸化窒素 (ppm)	1.5	0.010193	20	0.010203	40	0.010230	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	1.5	0.016057	20	0.016060	40	0.016068	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	1.5	0.013572	20	0.013600	40	0.013680	塩化水素 (ppm)	1.5	0.000357	20	0.000360	40	0.000368	水銀 (μg/m ³)	1.5	0.002372	20	0.002381	40	0.002405
項目	予測高さ (m)	予測濃度 (年平均値)																																														
二酸化硫黄 (ppm)	1.5	0.001057																																														
	20	0.001060																																														
	40	0.001068																																														
二酸化窒素 (ppm)	1.5	0.010193																																														
	20	0.010203																																														
	40	0.010230																																														
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	1.5	0.016057																																														
	20	0.016060																																														
	40	0.016068																																														
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	1.5	0.013572																																														
	20	0.013600																																														
	40	0.013680																																														
塩化水素 (ppm)	1.5	0.000357																																														
	20	0.000360																																														
	40	0.000368																																														
水銀 (μg/m ³)	1.5	0.002372																																														
	20	0.002381																																														
	40	0.002405																																														
【バックグラウンドの欺瞞】	<p>なお、新ごみ焼却施設及び資源物中間処理施設は、それぞれ整備時期が異なるため、個別に環境影響調査を行っており、資源物中間処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査を実施しました。</p> <p>施設の稼働に伴い大気質へ影響を及ぼす物質としては、本事業では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀であり、資源物中間処理施設ではVOC(揮発性有機化合物)と、それぞれ異なっており、複合的な環境影響を与えるおそれはないと考えています。</p> <p>また、資源物中間処理施設に係る騒音・振動については影響範囲が限定的であり、本事業との複合的な影響はないと考えています。</p>																																															
この地区にはすでに3つのごみ処理関連施設が集中して稼働しています。環境影響評価にあたってはこれらの施設が稼働した状態を前提としてバックグラウンドを求めています。しかしこれは正当ではありません。	<p>煙突排出ガスの影響に係る大気質のバックグラウンドは、現地調査結果から設定しています。調査期間中は既存粗大ごみ処理施設及び既存ごみ焼却施設が稼働していましたが、結果は、既存施設の影響を受けないと考えられる計画地から2.5km～4.4km離れた地点にある一般環境大気測定期局3局(立川市泉町、小平市小川町、東大和市奈良橋)の測定結果と比較しても大きな差は見られていません。</p> <p>なお、煙突排出ガスによる環境影響評価は環境基準等を評価指標として行っており、バックグラウンド濃度を含めた大気質について環境基</p>																																															

都民の意見	事業者の見解
<p>現状の環境状態を調べるのは有効です。ところが、すでにごみ処理場が稼働していてその影響下にある地域でバックグラウンドを調べても、屋上屋を重ねるようなもので、欺瞞的でしかありません。</p> <p>もし本当にバックグラウンドを調査するのであれば、一定期間処理場を停止して、かかる後に大気の状態を調べるべきであります。しかし現実的には施設の稼働停止はできないでしょう。まともなバックグラウンド調査すらできないことがこの工事の根本的な矛盾であり、地域への問題の押し付けです。</p> <p>新たな場所に新設するのであれば、バックグラウンドについても意味があるでしょう。おかしなことは、ごみ処理場があるところに更に新設（中間処理施設）することであり、改築（焼却施設）することです。それは原発事故によって出た放射性廃棄物を、当の原発被災地域に押し付けることと同じに見えます。</p>	<p>準等を十分下回る結果となっています。</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>焼却施設の排ガス中の重金属(クロム、カドミウム、鉛等)が測定項目に入ったことは評価するが、それがダイオキシン類も含め、年2回以上ではあまりに少ない。測定時に通常より低い濃度が検出されるように、ごみ質を調節することもありうるので、そのような疑いを持たれないように、全ての測定項目を常時測定し、それが電光掲示板等で常に公開されるようにするべきである。</p>	<p>煙突排出ガス中の有害物質の測定項目及び測定頻度については、(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業の契約に向けて、運営に係る要求項目として規定しているものです。</p> <p>ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法では年1回以上とされていること、既存ごみ焼却施設では年1回測定していること、並びに運転においてごみピットにおけるクレーンによるごみ質の均質化をはじめ、燃焼温度を高温に維持するとともに一酸化炭素の発生を抑え、かつ、常時測定・監視等によりダイオキシン類の発生抑制を図っていることを踏まえ、より慎重を期するため関係法令に定める測定頻度以上の年2回としたものです。</p> <p>重金属類については、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」においては、ごみ焼却施設を一律に規制するものではありませんが、排出基準値が定められています。このことから、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に準じて測定するとしたものです。同条例では測定頻度の定めはありませんが、排出基準値は一作業期間の平均値としています。また、他のごみ焼却施設の測定結果では、不検出または微量となっていることも踏まえ、年2回としたものです。</p> <p>なお、自主基準値を設定したばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素については連続測定を行い、ダイオキシン類や重金属類等の定期測定結果及び焼却量や燃焼温度等の焼却状態を示す項目を含めて、道路に面した位置に設置する煙突排出ガス状況表示盤に表示します。</p> <p>また、組合ホームページにおいて公開します。</p>
<p>焼却施設の排ガス中の重金属(クロム、カドミウム、鉛等)が測定項目に入ったことは評価するが、それがダイオキシン類も含め、年2回以上ではあまりに少ない。測定時に通常より低い濃度が検出されるように、ごみ質を調節することもありうるので、そのような疑いを持たれないように、全ての測定項目を最低月1回は測定し、それが電光掲示板等で常に公開されるようにするべきである。</p>	

6.1.3 その他

都民の意見	事業者の見解
<p>資源物中間処理施設からの排気ガスの拡散については、2017年秋、資源物中間処理施設整備地域連絡協議会の場において、また、昨年末新たに設置された資源物中間処理施設運営連絡会の開始当初において、組合は調査を実施するとしていましたが、現在にいたるまで実施されていません。</p> <p>小平・村山・大和衛生組合では、資源物中間処理施設に関して、公の場で施設稼働後に行うと公言した「排気口からのVOCの流体拡散の検査」をまだ行っておりません。</p> <p>この7月20日に開催された同施設の運営連絡会で、職員から「出来ればやりたくない」との発言が飛び出し驚いています。</p>	<p>当組合が運営する資源物中間処理施設、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設及び本事業である新ごみ焼却施設に関しては、環境保全に配慮し、今後とも必要な環境測定の実施や情報公開並びに意見交換等を通じて、地域の皆様にとって安全・安心な施設の運営に努めます。</p>
<p>化学物質による人体への作用（症状）はさまざまです、しかも異なる化学物質による作用・影響が複合すると考えられます。実際、そのような複合作用により、化学物質過敏症の診断・発病機序の解明・治療法と治療薬の開発は難しいとされています。</p> <p>しかるが故に、現行の大気質の評価は、例えば、煙突からの排出物の最大着地濃度地点における評価要素ごとの濃度を環境基準値と比較して、それより低ければよいとされているようです。</p> <p>このような評価法は、異なる化学物質による複合作用の評価が難しい現状においてはやむをえないとして、これを補う予防医学的措置として、組合と構成3市が共同で生活環境からの被害を懸念する地域住民に対して健康診断を実施することを要請します。</p>	<p>本事業の環境影響の予測・評価において、煙突排出ガスにより影響が考えられる物質については、最大着地濃度地点においても、もともと大気環境中に存在する汚染物質の濃度とほぼ同等であるため、本事業による影響は小さいと考えており、地域住民の方を対象とした健康診断を行う予定はありません。</p> <p>なお、施設の稼働に際しては、一般環境大気質の調査を実施し、環境影響について検証するとともに、煙突排出ガス中の重金属類等についても定期的に測定します。</p>
<p>化学物質による人体への影響は個体差が大きく、現行の環境基準が満たされていても、たとえば、小児喘息のある程度の発病は避けられないように見えます。</p> <p>そこで、乳幼児・児童への影響を配慮して都独自の環境基準を制定されるよう要望します。</p> <p>さらに、近年、広がりが懸念されているイソシアネートについても早期の制定を要望します。</p>	<p>大気質の環境基準は、人の健康や生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、国が定めた政策目標であり、長期間有害物質に暴露された場合の健康被害の調査結果や疫学的根拠を基に、安全性を見込んで設定されたものです。</p> <p>本事業では、大気汚染にかかる評価の指標は「東京都環境影響評価技術指針」に基づき環境基準等とし、予測結果は、評価の指標とした環境基準等を下回り、大気質への影響は小さいと考えています。</p> <p>都独自の環境基準の制定等については事業者としての見解はありません。</p>

6.2 事業段階関係市長からの意見と事業者の見解

事業段階関係市長である立川市長からの意見及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

なお、小平市長、東大和市長及び武蔵村山市長から評価書案に対する意見はなかった。

6.2.1 立川市長からの意見と事業者の見解

立川市長の意見	事業者の見解
1 事業の実施にあたり、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引き続き最新技術の導入などを検討し、より一層の環境保全に努められたい。	評価書案で示した環境保全のための措置について、(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業の契約に係る要求水準書(仕様書)に順守事項であることを明記して工事の施行及び施設の運営に際して確実に実施するとともに、工事請負業者からの最新技術の提案を活用するなど、環境保全を図ります。
2 今後、事業の進捗に伴い、新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、再度、予測事項について検討し、必要に応じ、環境保全のための措置を講じられたい。	新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、当該項目について調査・検討を行い、必要に応じ、環境保全のための措置を講じます。
3 安全確保については、各関係者へ丁寧な説明・協議及び情報提供を行い、万全の措置を講じるよう努められたい。また、近隣住民などからの問い合わせ・要望があった場合には、誠意をもって対応するよう努められたい。	<p>工事中の安全確保については、工事用車両による交通安全への配慮や工事用地外への粉じん、ダイオキシン類等の飛散防止、大型クレーン等の建設機械による工事用地外への影響防止など、万全の措置を行います。</p> <p>運営においては、公害防止の徹底や廃棄物等運搬車両による交通安全への配慮など、安全確保に万全の措置を講じます。</p> <p>また、適宜、各関係者へ丁寧な説明・協議及び情報提供を行います。</p> <p>なお、近隣住民からの問合せ及び要望に対して誠意をもって対応します。</p>